

令和7年度第2回小金井市児童館運営審議会

日 時 令和7年12月18日(木) 午前10時00分から午前10時55分まで
場 所 市役所西庁舎2階 第五会議室
出席委員 8人
会 長 荻上 健太郎 委員
委 員 堀井 鈴代 委員 村澤 トキイ 委員
小柳 政憲 委員 石井 まさ代 委員
飯島 知子 委員 新井 利夫 委員
山下 佳穂 委員
欠席委員 2人
委 員 門脇 利種 委員 齋藤 絵理子 委員

事 務 局 子ども家庭部長 堤 直規
児童青少年課長 平岡 美佐
児童青少年係長 清水 康之
本町児童館 鈴木 慎一
緑児童館 森 直人
貫井南児童館 茂木 翔太
東児童館 森田職員

傍 聴 者 1人

1 開会

平岡課長

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。令和7年度第2回小金井市児童館運営審議会を始めさせていただきます。私は児童青少年課長の平岡と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点か御案内をさせていただきます。

本日の審議会につきましては、門脇委員と齊藤委員から欠席の連絡をいただいております。

次に、本日の配付資料についてでございます。次第に御紹介してある、配付資料が一覧で載っております。もしお手元に不足等ございましたら、事務局までお声がけをお願いいたします。

それでは、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきます。

本日の進行につきましては、委員長をお願いしているところでございますが、委員改選後初めての会議となりますので、委員長を決定するまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議につきましては、会議録作成のため録音をさせていただきます。発言の際には、お名前をおっしゃっていただいてから発言をいただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は改選後初めての会議なんですが、委員の変更がございましたので、御報告をさせていただきます。

小金井市児童委員選出の太田委員が、令和7年11月30日をもって退任されました。後任に、新たに堀井委員が指名されました。よろしくお願いいたします。

堀井委員

よろしくお願いいたします。

平岡課長

本来であれば、皆様に委嘱状を市長から直接交付させていただくところでございますが、机上の配付をもって委嘱状の交付に代えさせていただきますので、御了承いただけますようお願いいたします。

すみません、堀井委員のほうは委嘱状が多分、お手元でございますので、皆様には事前に御送付させていただきました。よろしくお願いいたします。

では、議題に入る前に、委員改選後初めての会議になりますので、皆様に簡単に自己紹介をお願いできればと思っております。

資料1に児童館運営審議会の委員名簿を配付してございますので、こちらの委員名簿の記載順でお願いしたいと思っております。

では、堀井委員から、一言よろしいですか。着座のままで、よろしくお願いいたします。

堀井委員

初めまして、堀井鈴代といいます。民生委員・児童委員を務めております。太田委員より引き継ぎまして、やってまいりました。

子どもが小学校のときは児童館をよく利用させていただいて、それ以来、私も足をちょっと踏み入れたことがなくて、しばらくぶりに児童館のいろいろな

活動をパソコン等で見まして、こんなことをやっているんだと懐かしく思っております。よろしくお願いいたします。

村澤委員 村澤トキイと申します。民生・児童委員を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

小柳委員 前原小学校校長の小柳といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

荻上委員 東京学芸大学の荻上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

石井委員 石井まさ代といいます。現在、4人目の子どもが小学校に通っており、児童館も時々というか、利用させていただいております。児童館はとても子どもたちの居場所として重要なポイントだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

飯島委員 飯島知子と申します。子供会育成連合会から参りました。よろしくお願いいたします。

新井委員 新井利夫です。今回、委員をやらせていただきますけど、前期から引き続きお願いしていますので、よろしくお願いいたします。

山下委員 山下佳穂と申します。ふだんは会社勤めをしております。小学4年生の息子がいて、児童館をよく利用させていただいております。よろしくお願いいたします。

平岡課長 よろしくお願いします。

続いて、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

堤部長 子ども家庭部長の堤です。すみません、なかなか運営審議会に参加できてございません。

本町5丁目在住で、よくうちの息子も本町の児童館を利用させていただいて、鈴木先生に遊んでいたたりしました。引き続きよろしくお願いいたします。

平岡課長 改めまして、児童青少年課長の平岡と申します。よろしくお願いいたします。
続いて、児童青少年係長の清水でございます。

清水係長 清水と申します。よろしくお願いいたします。

平岡課長 それで、児童館職員の紹介でございます。

本町児童館の鈴木でございます。

本町児童館 鈴木 鈴木です。よろしくお願いいたします。

平岡課長 貫井南児童館の茂木でございます。

貫井南児童館 茂木 茂木です。よろしくお願いいたします。

平岡課長 緑児童館の森でございます。

緑児童館 森 森です。よろしくお願いいたします。

平岡課長 東児童館の森田でございます。

東児童館 森田 森田です。よろしくお願いいたします。

平岡課長 以上、よろしくお願いいたします。

2 議題

平岡課長 それでは、ここから議題に入らせていただきます。

議題（1）審議会の運営方法等についてとなります。配付しました資料2を御覧ください。

初めに、項番１に会議録の作成方法について記載がございます。会議録の作成方法につきましては、小金井市市民参加条例施行規則第５条におきまして、（１）全文記録、（２）発言者の発言内容ごとの要点記録、（３）会議内容の要点記録のいずれかについて、会議内容等に応じ適切な方法を会議に諮った上で選択することとなっております。

本会議につきましては、（１）の全文記録を過去、採用してございまして、各委員の校正確認を経て公開をしております。こちらで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

平岡課長

ありがとうございます。

次に項番２、会議の公開についてでございます。小金井市市民参加条例第６条の規定によりまして、会議は原則公開となっております。

次に項番３、会議の傍聴についてでございます。次ページに添付しております、「小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領」に沿って対応をします。

本日は１名、傍聴の方がお見えになってございます。

次に項番４、「意見・提案シート」の取扱いについてですが、傍聴者の方の意見を積極的に反映できるようにするため、傍聴にいらっしゃった方に資料と一緒に配付し、意見のある方から事務局に提出をしてもらう仕組みとなっております。

「意見・提案シート」が提出された場合は、氏名を含めて原文のまま、会議録と併せて正式資料として公開いたしますが、無記名の場合は、参考資料として委員に配付するにとどめたいと思います。

また、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合は配付を行わず、内容の一部がそのような内容の場合は、該当部分を黒塗りにして配付するものとします。

議題（１）審議会の運営方法等については以上となりますが、御質問や御意見等、ここまででございますでしょうか。大丈夫ですか。

では続きまして、議題（２）会長及び会長職務代理者の選出を行いたいと思います。

小金井市児童館条例第１６条の規定によりまして、本審議会に会長を置くこととしており、委員の互選によって定めるとされております。特段の御異議がなければ、指名推選とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

平岡課長

ありがとうございます。それでは、指名推選とすることといたします。

どなたか、御推薦をお願いいたします。

村澤委員

村澤です。荻上委員を推薦いたします。

平岡課長

ありがとうございます。ただいま、荻上委員を推薦との御発言がございました。荻上委員を会長に選出することで皆様、御同意いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(拍 手)

平岡課長

ありがとうございます。それでは、荻上委員を会長に選出することと決定いたします。

恐れ入りますが、荻上委員は会長席に御移動をお願いいたします。

(荻上会長着席)

平岡課長

それでは、早速ではございますが、荻上会長から就任の御挨拶を一言、お願いいたします。

荻上会長

改めまして、ただいま御指名いただきました、荻上と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

前期に続いて会長をということで皆さんから御推選いただきましたので、この審議会の進行を**しっかりと**務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平岡課長

ありがとうございました。それでは、会長が選出されましたので、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

荻上会長

ありがとうございます。それでは、ここからの進行は私のほうでさせていただきますだけだと思います。

次に、会長職務代理者の選出を行います。小金井市児童館条例第16条の規定により、会長に事故や会長が欠けた際に会長の職務を代理する者を、あらかじめ会長が指名することとなっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきますと思います。

職務代理者ですけれども、村澤委員を御指名させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

荻上会長

それでは、ここからは具体的な議題に入ってまいりたいと思います。

まず、議題(3) 児童館事業についてを議題といたします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

清水係長

今回、委員改選後、初めての会議となりますので、児童館事業の概要について説明をさせていただき、その後、質疑応答という流れで進めさせていただきます。具体的な説明は児童館職員から行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お願いいたします。

本町児童館 鈴木

本町児童館の鈴木と申します。着座のまま御説明させていただきますが、御了承をお願いいたします。

今回、審議委員の皆様も改選されまして、新しく委嘱された方もいらっしゃるということで、基本的な児童館の説明という形から入らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、簡単に小金井市児童館について説明させていただきます。小金井市の児童館は、昭和41年に本町児童館を設立いたしました。昭和43年に2館目として東児童館、それから、昭和47年に3館目、貫井南児童館を設立いたしました。その後、昭和62年に4館目として緑児童館を設立しました。そこから35年以上、現在の4館という形で運営をさせていただいております。

貫井南センターの一部として現在、開館しております貫井南児童館は、公民館との併設施設であります。それ以外の3館については、同じく児童青少年課に属する学童保育所との併設施設となっております。一般的に、他の市区町村にあるような児童館の中の学童クラブという形ではなく、基本的に、施設は児童青少年課の中で2つに分かれております。

児童館の運営に関しては、放課後子ども事業に関して言えば、一般の来館者のみということになっておりますので、そのことも御了承いただければと思います。

運営につきまして、平成18年10月より東児童館を業務委託いたしました。よって、それ以降、東児童館が業務委託になります。それ以外の3館が公設公営という形で運営しております。

児童館の開館時間についてです。開館時間は4館全て、午前9時からとなっております。閉館時間に関しては基本的に、条例上は午後5時までであります。東児童館が午後6時まで、その他の3館は午後5時30分まで、通年で開館延長をしております。

事業内容についてです。小金井市児童館条例がありますが、それに基づいて共通の運営基本方針を策定し、各児童館が年間計画を立て、その後、各月ごとに計画を立てて事業を実施しております。基本的には、夜間開館の実施や子育て広場の回数など、事業内容については共通の基本方針と計画がありますが、多少の違い等に関しては、地域環境や職員の色なども反映しております。4館でそれほど大きな違いは出していないように思います。

さらに、小金井市の児童館運営について、それに基づかせる国や東京都の法令としては児童福祉法、それから、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例というものが基準となります。また、指針としては、厚生労働省が発出している児童館ガイドラインがございます。

さらに、こども基本法に関しても、市の児童館運営に対して重要な法令となっております。こども基本法は、国が批准した子どもの権利条約の原則に従った法令ですが、小金井市にも、小金井市子どもの権利に関する条例というものがありません。

また、その中にある子どもたちの意見表明、あるいは子どもの意見の尊重は、実際に児童館が事業策定の際の基本として、それを前面に押し出した4館合同の事業も行っております。

以上が簡単な概要であります。

利用状況に関してですが、近年、地域での様々な放課後の活動や各小学校区での放課後子ども教室事業に盛んに行われております。さらに、学童保育所への入所が低学年に関してはとても多いので、基本的には小学生の遊び場として、小学校高学年を中心に行っているところが、どの児童館にも見られる傾向だと思います。放課後の居場所については様々な選択肢があり、児童館も、子どもたちが放課後、自由に安全に過ごす場所の一つとして活動しております。

次に、合同事業ということで説明をさせていただきます。児童館合同で行っ

ている事業の中で、毎月１回、都立武蔵野公園のくじら山の原っぱで行っている移動児童館わんぱく号がございます。児童館が公園に出張して定期的に事業を行いますが、基本的には、４館のうち２つの児童館の職員が担当として毎年、交代制で実施しております。

この近辺には地域的に小金井第一小学校、南小学校の区域となりますが、児童館５館構想の中で、児童館が建っていない地域となっております。この地域については児童館がないことから、市の対応ということで、地域の保護者の方々と一緒になって始めたというのが発端です。

自然や野外というところにも特化して、子どもたちの遊びと結びつけ、事業を計画しております。会場は都立公園となりますが、野川の河川敷という部分もありまして、手つかずの自然の原っぱが広がる、都内でもほとんどないような景観です。その場所を市内の子どもたちに知ってほしいということもあり、事業を行っております。

次に、夏休み後半に行っている、わんぱく団という行事があります。こちらでも都立武蔵野公園のくじら山で行っております。もともとは地域の人が昭和５０年にわんぱく夏祭りというのを行ったのが発端でして、児童館も同じように事業を始めました。野外に廃材を使って小屋を建てて、現地で最後、一泊するという野外行事になっております。

次に、じどうかんフェスティバルというものがあります。小金井市子どもの権利に関する条例が制定された平成２１年頃、この条例の内容にある子どもの意見表明やそれを生かしたイベントを行うようにというふうに決めまして、内容は毎年、子どもの意見を受け、変わっていくのでありますが、平成２５年頃からは、小学校の体育館を借用したり、市内の交流センターを会場とし、舞台発表や縁日のブースを組み合わせたようなイベントを実施しております。児童館設立５０周年のイベント、それから、子どもの権利に関する条例制定１０周年記念イベントなども、その中で行ってまいりました。

４館合同で事業を行うことの利点は、大規模な人数を集めての事業が行えるということもありますが、最近では、各児童館で活動するボランティアが合同イベントをきっかけに仲良くなり、横のつながりが広がってきています。ボランティアの存在は、児童館で実施するイベントに欠かせない存在でありますので、非常にありがたい傾向であるとも思っております。また、その点が中・高生の居場所の一つとして機能していることと思っております。

児童館はこれからまた様々なことを、ボランティアと一緒に、あるいは小学生たちと一緒に企画し、展開し、新しいことを実施してまいりたいと思っております。

簡単でございますが、小金井市児童館の概要や事業についての説明とさせていただきます。

以上です。

御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明をいただきましたけれども、御説明の内容やお手

荻上会長

元の資料の内容につきまして、御意見、御質問などございましたらお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

新井委員

新井利夫です。今の御説明の後で、具体的な各館の説明とかがあるようですので、今からお尋ねする件はそっちのほうでお聞きする内容なのかなという気もするんですけども、もし、今のお話でコメントをいただくにして差し支えなければ、ちょっと一つ、二つお聞きしようと思います。

児童館の子どもさんの安全・安心の確認という点で、セキュリティーで、具体的に児童館に来館する子どもさんを、入館するときの記録というか、確認をなさるのかどうか。それから、来られた子どもさんの退館する時間とか、実態を確認されるのかどうか。

これは何も問題なければどうってことないんですけども、事故とか何かあったときに、例えば、ある子どもさんが来たよ、ところが、いなくなっちゃった、おうちにも帰っていないというようなことが起こるかもしれないという点で、いわゆるセキュリティーの確認をどうなさっているのかという点は、今、お聞きしていいのかどうか分かりませんが、よろしければお聞きしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

荻上会長

新井委員、ありがとうございます。

この流れで、こういう形でよろしければ、お願いいたします。

本町児童館 鈴木

本町児童館の鈴木です。基本的には、遊びに来る子ども、それから乳幼児一人一人に登録届というのを提出してもらっているのです、遊びに来る利用者の住所、電話番号、それらの情報は全て把握しております。

毎日の来館状況なのですが、基本的には自由来館施設ですので、出たり入ったりは自由になるので、帰るとか公園に出かけるとか、その辺も自由にできることになっております。ただ、入り口で来館カードを出してもらいますので、その点で、誰が来たかというのは把握を毎日している状況になります。

それから、今、予算要求中ではございますが、来館システムというものの導入を検討しておりまして、それが導入された際には、利用者の情報は、入った時間、それから退館した時間、全て記録が取れるようになっております。今現在はカードで管理をしております。

荻上会長

ありがとうございます。

新井委員、今の御質問に対して、よろしいでしょうか。

新井委員

結構です。ありがとうございました。

荻上会長

では、ほかに皆様から御質問、あるいは御意見などございましたらお願いいたします。

平岡課長

事務局から若干補足で、今、児童の安全・安心というところで、委員から質問がありました。一つの取組でございますが、本日の資料の中に、すみません、ページ数が振ってなくて大変恐縮ですが、緑児童館事業計画の裏、裏面のほうに、児童館の避難訓練等の年間スケジュールですとか、児童館職員研修年間スケジュールというのを一表で提示をしております。

一応、児童の安全・安心というところで避難訓練を、職員の机上訓練、職員

訓練も含めて計画をしてございまして、その時期に応じた内容を職員間で確認をし、児童のけがや熱中症や災害等、何か児童に危険が及んだ際に速やかに行動ができるように、訓練を実施してございます。

例えば、ある児童館で、その子は児童館に遊びに来た子ではなかったんですけれども、たまたまいつも児童館に立ち寄っている子で、道の外でけがをしてしまって、親御さんもいらっしゃらなくて困って、児童館に、外で遊んでいてけがをしてしまったということで助けを求めに来たことがありまして、そのときは速やかに児童館の職員が応急処置をして、保護者に連絡をして対応を図ったですとか、児童館以外で起こっている事故等につきましても、児童館職員が可能な限り地域で対応をしているというところで、常日頃、努力をしているところでございます。

また、地域の皆様にも大変協力をいただいております、子どもたちの見守りの目や交通安全等で声かけをしていただいたりと御協力をいただいているところでございます。本当にありがとうございます。

引き続き、何とぞ子どもたちの安全な居場所の確保に向けて、御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

荻上会長

補足の御説明もありがとうございました。

改めまして、皆様から何か御意見、御質問などがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、一旦、皆様から御意見がこれ以上なさそうでしたら、議題（３）につきましては以上としたいと思います。

続きまして、議題（４）児童館のあり方検討についてを議題といたします。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

清水係長

事務局の児童青少年係長です。あり方検討の進め方について説明させていただきます。

議題（４）児童館のあり方検討について、事務局のほうから口頭にて報告させていただきます。

前任期から引き続く形で、小金井市の児童館の今後のあり方について、検討を行うことを予定しております。児童館のあり方を進めるに当たり、前任期の当初は、のびゆくこどもプラン策定に当たって、市民ニーズ調査の報告書の分析を基に、骨子案を作成した上で、あり方の検討を進めていく予定でしたが、国のこども家庭審議会こどもの居場所部会において児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会が設置され、児童館運営の指針となる児童館ガイドラインの改正が令和６年１２月に示されました。

児童館のあり方検討を進める上で、改正後の児童館ガイドラインの内容を踏まえる必要があったため、新たに明記された児童館の役割３点について、重点的に検討を進めていく必要がありました。

詳細について、今、お手元にお配りさせていただいている、最後についている参考資料２を御覧ください。今後の児童館運営に向けてということで、児童

館ガイドライン改正に伴う検討事項の資料になっております。

こちらは前委員の、以前にこちらの児童館運営審議会で配付させていただいている資料のものを再度、参考資料という形で御提示させていただいております。

改正後の児童館ガイドラインに新たに明記された役割の３点の１つ目として、「子どもの権利について理解し、実現する場」というところになっております。こちらは、児童館ガイドライン第１章総則、１理念及び４社会的責任に記載はしてありますが、こども基本法の理念を踏まえた運営が求められることを明確にしたものになります。

２つ目になりますが、「ソーシャルワークを含めた福祉的課題の対応」です。こちら児童館ガイドラインの第３章児童館の機能・役割の３こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応に記載はございますが、課題解決に向けた対応をソーシャルワークとして展開することが期待されているためとなります。

３つ目になりますが、「中・高校生世代の居場所」です。こちら児童館ガイドライン第４章児童館の活動内容の２こどもの居場所の提供に記載はございますが、こちらについて、子ども目線での見直しが必要となる内容であることから、中・高校生世代を対象に開館時間、設備及び事業内容等についてのアンケート調査内容の確認を行い、市内の中学校及び市内高等学校に対して、アンケート調査の依頼をさせていただきました。

アンケート調査をした内容につきましては、参考資料を御覧ください。「参考資料」と書いてあるものです。実際に取ったアンケート内容が参考資料のほうになっております。記載の内容でアンケートを取らせていただいています。

今回、事務局においてアンケートの集計を行い、集計結果をまとめました。集計結果の詳細については資料６です。こちらを御覧ください。集計結果の主な内容を簡単に御紹介させていただければと思います。

まず、問４の中学生（高校生）になってから小金井市の児童館を利用したことがありますかといった質問についての回答件数の約７５％が、児童館を利用したことがないという結果になっております。

次に、気になるところを挙げさせていただくと、問７、児童館を利用する時間帯について、当てはまるものを全てというところになります。こちらについては、平日の午後、平日の夕方・夜間、土曜日の午後の３つの時間帯で約８５％を占める結果という形になりました。一番多かった回答が、平日の午後というところになりまして、約３３％を占める結果という形になりました。

続いて、主なところ、特筆するところとしまして、問１１の児童館を利用していない理由として当てはまるものを全て選んでくださいというところでは、一番多かったものは、部活動や習い事などで時間がないというところで約３３％の回答でした。小学生向けの施設や、小さな子どもが多いや、中高生向けの施設や設備が少ないといったものを合計すると約４３％というような形になりまして、小学生向けの施設といった印象が半数近く見られるという結果がアン

ケートから出てきております。

最後に、問１３の児童館に「こんな施設や取り組みがあったら行ってみたい」と思うものがあれば教えてくださいといったところです。こちらについては、お菓子や飲物を持ち込めるリラックスできるスペースが約２１％、スポーツができる施設が約２０％、静かに使える勉強スペースが約１８％を占めているという形になっておりました。この３つを合計させていただくと、約６割程度の回答を占めておまして、その中でも、リラックススペースとか勉強スペースといったところを合わせると約４割を占めるというような結果になりました。

アンケートの集計結果として、特筆するようなところは以上になります。

具体的な審議会の検討を進めていくのは次回以降と考えているところですが、今後は皆様の御意見などを参考にしながら、具体的に検討を行っていく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

長くなりましたが、事務局からは以上となります。

ちょっと事務局から、また補足をさせていただきたいと思います。

今、中・高生世代の居場所というところで紹介をさせていただきました。アンケート結果からは、固定のメンバーの中・高生が利用をしているというところもあるんですけども、顔見知りの職員とお話をして、悩みや思いを吐露して、固定のメンバーのつながりというところでは、できている状況になっています。

その中で、児童館職員も日々、学校の悩みですとか、お友達のことですとか、そういった相談に耳を傾け、時には助言をしたりというところで、対応を取っているところでございます。

資料の中で、すみません、長文だったんですが、児童館ガイドラインを、これはホームページに掲載されているものなんですが、そちらをつけさせていただきました。その中で、児童館ガイドラインの５ページ目の、「２こどもの居場所の提供」というものが書いてございます。第４章の２というところになります。

その（２）が、中・高生世代のことについて国が触れているところでございまして、児童館は中・高生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助することということで、国のほうも力を入れている状況となっております。

こちらにつきましては、開館延長と一口に申しまして、設備の面ですとか、職員体制ですとか、様々な課題があるところでございますが、今後、皆様とともに課題の整理等をさせていただき、御意見をいただきながら進めさせていただきたいと考えてございます。

長くなりました。説明は以上でございます。

御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明について、皆様から何か御意見、御質問などがございまし

平岡課長

荻上会長

たらお願いいたします。

新井委員

では、また発言させてください。新井です。

先ほどお聞きしたことと関連する部分もあるんですけども、御説明のというか、運営方針の中にもありますが、乳幼児の方が来館すると、当然、保護者の方も一緒に来るわけですけども、つまり大人が入ってくるわけですが、問題は、不審者の入館というのをどう排除するのかと。

普通、常識的には、そんなおっかないことは起こらないんですけども、意図的に不審者が大人に紛れ込んで入ってくるということはあるんじゃないかと悪く取るわけですけども、そういったときに、不審者をどういうふうに排除するのか。

子どもさんだけが来るんだったら分かるが、大人も入ってきますから、見たことのない大人が、いかにも保護者らしく入ってくるということはあるんじゃないかと、悪く悪く取ると、そういうことに対する排除の仕方、不審者をどう入れないようにするかという点についての施策は何かあるんでしょうか。

本町児童館 鈴木

本町児童館の鈴木と申します。

どの児童館も、１年に１回、不審者対応訓練というのを行っておりまして、保護者に紛れて不審者が入ってくるという想定で、職員なりが不審者役になり対応するのですが、まずは玄関のほうで、とりあえず声かけをする、それから、笑顔で挨拶するということから始まります。

基本的には、乳幼児の保護者だったり、学童のお迎えの保護者だったりするのですが、現状はちょっと、不審とか児童館に文句があるような感じで来られた場合には、落ち着いて、館の外に一度出し、話を聞くというところから始めております。

さらに、危険物等を持っていれば、その時点で不審者ということになりますので、学校１１０番というのを事務室内で発報し、警察官がすぐに駆けつけるということになっております。

その一連の流れを、１年に１回、各館で不審者対応訓練として行っている次第でございます。

以上です。

新井委員

ありがとうございます。よく分かりました。

荻上会長

新井委員、ありがとうございます。

ほかに皆様から御意見、御質問などがございましたら、お願いいたします。お願いします。

堀井委員

開館時間は、東は６時まで、あとの３館は５時半までですけど、小学生もその時間まで遊ぶことができるんですか。

本町児童館 鈴木

本町児童館の鈴木と申します。

小学生に関しては、小学校３年生までは午後５時まで、小学校４、５、６年生に関しては午後５時３０分、東児童館に関しては午後６時までという形で利用できるようになっています。

荻上会長

堀井委員、今の御回答でよろしいでしょうか。

堀井委員
荻上会長

はい。

ありがとうございます。ほかには、皆様いかがでしょうか。

では、私からも一つ、御質問させていただければと思います。今回、特にガイドラインの改正を受けて、中・高生というところが、大きな対象としてのポイントになると、御説明の中でも理解をいたしました。

その中で、アンケートの結果からも、中・高生の中で多分、学校と家庭以外にある居場所のような場所を求めているというところがあるかなと思います。その中で、一つは、児童館が今後、中学生や高校生の学校と家庭以外の居場所として、地域の中で機能していく中で、いろんな課題はあると思いますが、学校との連携みたいなのところも大事なポイントなのかなと思います。

先ほどの新井委員の御質問の、セキュリティーの観点でも、**子どもがどこにいるのか**ある程度把握できるのか、安全という意味も含めて、小学校、中学校との連携、あるいは高校生も考えると、近隣の高校との連携みたいなのところが大事になるかなと思います。今、ここまでの中で、市側として、あるいは児童館側として、小学校、中学校、あるいは高校と、この辺で協議されていることとか、御検討されていることなどがありましたら、少し教えていただければなと思います。よろしくお願いします。

本町児童館 鈴木

本町児童館の鈴木です。

今現在、本町児童館としては、本町小学校のコミュニティスクールというものに参加をしております、その会議に出ることによって、学校と連携を図れることとなっております。

各館で申しますと、何か児童のことで、学校と連携し対応に当たる必要があるというときに、基本的には連携を求める形となっております。

緑児童館 森

緑児童館の森と申します。

ちょっと補足なんですけれども、児童館と、もちろん学校の連携というのは必要だと思いますが、個人情報の問題もあるので、まずは保護者との対応、連携を優先しています。ですから、児童館でおきたことを直接保護者と話をすることはよくありますが、こちらから、例えば児童館の中で、いたずらをよくする子がいたとします。その子に関して、学校ではどうですかという話を持ち込むことは基本的にはありません。

学校との連携という点では、基本的には今大きな問題となっておりますが、虐待をはじめとした要保護の問題です。ですが、これについてもルールがあります。虐待については、市の要保護児童対策協議会というのがあり、児童館も児童青少年課としてその構成メンバーに入っておりますが、その中心となっているこども家庭センターの求めに応じて学校とともに、特定の児童についての話し合い、ケース会議を行う、ということはありますし、過去にいくつかありました。ただし、学校のほうから特定の児童のことで、直接相談があった場合は、できる範囲で対応はしていますが、繰り返すと個人情報の保護を優先していくことで難しい面も多く、当たり障りのない話、というか慎重に対応させていただくことになってしまいます。

荻上会長

御説明ありがとうございます。

お願いします。

堤部長

今、森の話もありましたが、例えば子どもの健全育成の方々が各児童館で、子どものためのイベントを春と秋にやっていただいています。そこに、例えば本町児童館で子ども縁日とかをやるときに、本町小や二小の先生も来てくださるとか、また、今度は秋の縁日と運動会をやっていたりするんですけども、そちらの運動会を学校の、雨だと体育館で、晴れていれば校庭でやるんですが、そちらのほうにも児童館の職員も伺っていて、そこで、どうしても副校長先生が多くなりますけれども、先生方と交流という、顔つなぎとかということをやっています。

また、お迎えとかのことにしても、先生との接点をつくっている。個人情報取扱いがありますので、そういうところに気をつけつつ、交流に長年努めてきているので、先生方も、こちらの児童館でやるイベント等にも参加して、子どもたちにも声をかけてくださっているという感じです。

また、今、お話があった虐待事案は、要対協というのをやっていますが、要対協は代表者会議、校長会からも先生に参加していただいていますけど、そのほかにブロックごとにやっていて、ケースが心配な件についてはケース担当のほうで、そこは緻密にやっていくというふうな、個人情報の取扱いがあるので、そういう仕分の中で対応を取っているということになります。

荻上会長

どうもありがとうございます。

ほかに皆様から御質問、御意見などがございましたら、お願いいたします。

新井委員

もう一つよろしいですか。新井です。またつまらないことをアピールして恐縮なんですけれども、児童館で乳幼児の方もいれば高校生もいるんですけども、時間的にも違いはあると思うんですが、その前提で、飲食はどういう条件になっていますか。

本町児童館 鈴木

本町児童館の鈴木です。

基本的には、子どものおやつの持込みや乳幼児の離乳食、それから授乳などに関しては、利用者の自由ですので、そういったものも持ち込めます。

ちょっと小腹がすいて、中学生・高校生が近くのコンビニでおやつを買ってきたり、カップラーメンを買ってきたりということも、飲食は自由にできます。

ただ、各児童館で、食べていい部屋を決めていると言いますか、この部屋では飲食は駄目だよというルールは設けているかと思しますので、食べられる部屋はこの部屋とこの部屋ですのような案内をしています。

以上です。

荻上会長

ありがとうございます。新井委員、よろしいですか。

新井委員

よく分かりました。結構です。

荻上会長

ありがとうございます。

では、ほかに皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題（４）児童館のあり方検討についてにつきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、議題（５）その他になります。事務局のほうから、その他の議題で、ございますでしょうか。

清水係長

事務局の児童青少年係長です。

次回の審議会の日程につきましては、来年３月頃で予定をしております。また、日程等詳細が決まりましたら、改めて御連絡をさせていただくのと、日程調整等の連絡もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

荻上会長

ありがとうございます。

では、ただいま、議題（５）その他につきましては、事務局からお話があったと思いますけれども、改めまして、委員の皆様から何か御発言、コメントなどございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これで本日全ての議題が終わりましたので、以上をもちまして、令和７年度第２回小金井市児童館運営審議会を終了とさせていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。